

平成23年産加工用米売買契約書

(以下「甲」という)と (以下「乙」という)と
(以下「丙」という)は、国の定める米穀の需給調整実施要領(平成22年4月1日付け21総食第1161号農林水産省総合食料局長通知)の別紙3「加工用米について」の第5に基づき、平成23年産加工用米に関する売買契約について、以下のとおり締結する。

1 加工用米需要者の使用用途

甲が丙に販売した米穀は、乙が全量、 用に使用する。

2 売買契約数量及び品位に関する事項

(1) 数量(種類、品種等)

水稻うるち玄米() 個(玄米60kg換算)

(2) 品位

農産物検査法(昭和26年法律144号)による検査の結果、3等以上に格付けされた米穀とする。

なお、災害・天候の不順等により当該品位の確保ができない場合、甲と乙と丙は協議を行い、取扱規格等について合意した後、 県農政事務所長の承認を受けた品位とすることができるものとする。

3 売渡価格、引渡場所、その他売渡条件に関する事項

(1) 売渡価格(消費税込み、置場価格)

水稻うるち玄米() 1等(60kg個当たり) 円
(等級格差 1 - 2等 円、2 - 3等 円)

(2) 引渡場所並びに期日

甲と乙と丙が協議を行い合意した場所及び期日とする。

(3) 代金決済等の条件

甲と乙と丙が協議を行い合意した代金決済方法とする。

4 作況調整に係る売買契約数量の変更に関する事項

(1) 作柄により当初の加工用米売買契約数量以上に生産が見込まれる場合、甲と乙と丙は協議を行い、乙が加工用米として確実に使用する旨の合意がなされた場合は、丙は当該数量分を加工用米として買入れることができるものとする。

(2) その他作況調整等による当初売買契約数量を変更する必要がある場合、甲と乙と丙は協議を行い、双方合意の上、当該数量の変更について、要領別紙3の第6の4に基づき、当初の売買契約数量を変更することができるものとする。

5 遵守事項

甲と乙と丙は加工用米について、この契約書及び要領に定めるところにより、甲は加工用米を適正かつ確実に供給し、丙は買い付け、乙は加工用米として確実に加工するものとする。

6 違約に関する事項

甲と乙と丙が売買契約に違反した場合は、違約金支払等に関する措置について、その都度協議を行うものとする。

7 買受目的以外使用等の場合の扱い

甲と乙と丙が、法もしくは法の規定に基づく命令に違反した場合又は加工用米に係る買い受け、もしくは消費の目的に反する処分をした場合、甲は乙及び丙に対する加工用米の売渡しについて、その停止又は制限及び違約金の支払い等の措置を行うことができるものとする。

8 その他

本契約書に記載していない事項について問題が生じた場合は、甲と乙と丙は誠意を持って協議し、解決にあたるものとする。

この契約の証として本書3通を作成し、甲・乙・丙各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲)

住 所
氏名又は名称

印

(乙)

住 所
氏名又は名称

印

(丙)

住 所
氏名又は名称

印